

議案第 179 号

さいたま市営岩槻駅東口公共駐車場条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市営岩槻駅東口公共駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 11 月 25 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市営岩槻駅東口公共駐車場条例の一部を改正する条例

さいたま市営岩槻駅東口公共駐車場条例（平成 17 年さいたま市条例第 105 号）  
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、  
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（供用時間等）</p> <p>第 3 条 駐車場の供用時間は午前零時から午後 12 時までとし、自動車の入場又は出場をさせることができる時間は午前 7 時から午後 11 時 30 分までとする。ただし、市長は、事情によりこれらを変更することができる。</p>	<p>（供用時間等）</p> <p>第 3 条 駐車場の供用時間は、午前零時から午後 12 時までとし、自動車の入場又は出場をさせることができる時間は、午前 7 時から午後 11 時 30 分までとする。ただし、市長は、事情によりこれらを変更することができる。</p>
<p>（駐車場の使用料等）</p> <p>第 5 条 駐車場の使用料（以下「使用料」という。）は、別表第 1 のとおりとする。</p>	<p>（駐車場の利用料金等）</p> <p>第 5 条 駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者（第 16 条第 1 項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第 8 条まで、第 10 条及び第 11 条において同じ。）が定める。</p>
<p>2 市長は、必要があると認めるときは、基本使用料の額から 20 パーセント以内の割引をした額の駐車回数券を発行することができる。</p>	<p>2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の額から割引をした額の駐車回数券を発行することができる。</p>
<p>3 市長は、特に必要があると認めるときは、別表第 2 に定める種類の区分に応じて同表に定める金額の範囲内で規則で定める額により、定期駐車券を発行することができる。この場合において、駐車場の場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨の特約をすることはできない。</p>	<p>3 前項の駐車回数券による利用料金については、これを発行するときに徴収することができる。</p>
<p>4 第 2 項の駐車回数券又は前項の定期駐車券に係る使用料についてはこれを発行するときに、規則で定めるところにより登録を受けた者に係る使用</p>	<p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>

料については後払いにより、それぞれ徴収することができる。

(使用料の納付)

第6条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、使用料を市長に納付しなければならない。

(利用できる自動車及び使用料の特例)

第7条 [略]

2 市長は、前項の許可をした場合において、使用料の額が第5条の規定により定めた額によりがたいと認めるときは、その都度これを定める。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により駐車場を利用することができないと市長が認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(割増金)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により使用料の徴収を免れた者があるときは、その者から徴収を免れた使用料のほか、その額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

(使用料の不徴収)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させるときは、使用料を徴収しない。

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用料を徴収することを不適当と認める自動車

(使用料の減免)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の納付)

第6条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

(利用できる自動車及び利用料金の特例)

第7条 [略]

2 指定管理者は、前項の許可があった場合において、利用料金の額が第5条の規定により定めた額によりがたいと認めるときは、その都度市長の承認を得て、これを定める。

(利用料金の不還付)

第8条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により駐車場を利用することができないと指定管理者が認めるときは、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(割増金)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により利用料金の徴収を免れた者があるときは、その者から徴収を免れた利用料金のほか、その額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

(利用料金の不徴収)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させるときは、利用料金を徴収しない。

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が利用料金を徴収することを不適当と認める自動車

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第17条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年さいたま市条例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長が駐車場の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、駐車場の使用料については別表に定める額の範囲内において市長が定

める額を、駐車回数券の使用料については駐車場の使用料から割引をした額を徴収する。

2 前項の場合にあつては、第5条第2項、第6条、第7条第2項及び第8条から第11条までの規定を準用する。この場合において、第5条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「あらかじめ市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条中「利用料金を指定管理者」とあるのは「使用料を市長」と、第7条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「許可があつた」とあるのは「許可をした」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「その都度、市長の承認を得て、これを」とあるのは「その都度これを」と、第8条本文中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第9条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3号中「指定管理者が利用料金」とあるのは「市長が使用料」と、第11条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

#### 第17条 [略]

##### 別表第1（第5条関係）

区分	単位	金額
基本使用料	[略]	100円
超過使用料		100円
夜間使用料		1,000円

##### 別表第2（第5条関係）

種類	金額（1台につき1月）
全日定期駐車券	10,000円
平日定期駐車券	6,000円

備考 平日定期駐車券により利用することができる日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

#### 第18条 [略]

##### 別表（第5条、第17条関係）

区分	単位	金額
基本利用料金	[略]	200円
超過利用料金		200円
夜間利用料金		2,000円

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

### （経過措置）

- 2 この条例による改正前のさいたま市営岩槻駅東口公共駐車場条例（以下「改正前の条例」という。）第5条第2項の規定により発行された回数券は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、なお従前の例により使用することができる。
- 3 この条例による改正後のさいたま市営岩槻駅東口公共駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、施行日以後の自動車の駐車について適用し、施行日前の自動車の駐車については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日の午前零時から午前8時までの間における自動車の駐車（施行日の午前7時以後に入場したものの駐車を除く。）に係る改正後の条例別表第1夜間使用料の項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 5 前2項の規定により施行日以後に利用料金を徴収する場合にあっては、市長がこれを徴収することができる。